

さいたま市告示第605号

さいたま市学校給食費等収納・納付代行事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 事務名

さいたま市学校給食費等収納・納付代行事務

2 指定公金事務取扱者

- (1) 名称 りそな決済サービス株式会社
- (2) 住所又は事務所の所在地 東京都江東区木場1-5-25 深川ギャザリア タワーS棟17階

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月30日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託する日

令和8年4月1日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和8年6月30日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

- (1) 学校給食費
- (2) 日本スポーツ振興センター保護者負担金

7 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所出納室出納課出納係
- (2) 電話 048(829)1599